公の施設等評価及びあり方方針（グループ別）【レクリエーション・スポーツ施設】 45体育館

E	D	C	B	A
◆ 大三島体育館 ◆ 上浦瀬戸崎体育館 ◆ 伯方有津体育館 ◆ 伯方北浦体育館 ◆ 玉川鈍川体育館	◆ 伯方伊方体育館 ◆ 伯方体育センター ◆ 伯方武道場 ◆ 伯方木浦体育館 ◆ 菊間コミュニティホール	◆ 大西体育館 ◆ 玉川国民体育館 ◆ 中央体育館		
公の施設等として公共が保有すべき施設ではなく、統廃合や民間譲渡等廃止を検討すべき施設	施設の用途変更を含め市が保有する必要性があるかを検証し、施設の設置目的や財産の用途の変更など、有効活用策を検討すべき施設	管理運営主体の変更をはじめとした抜本的な管理運営方法を見直したうえで存続	管理運営方法の見直しを行ったうえで存続	そのまま存続

【45　体育館】

評価の概要	**『体育館』**は、地域住民のスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、各自が自主的にその適正及び健康状態に応じてスポーツをすることができ、地域住民の健康増進へ寄与することを目的とした、今治市営体育館条例において設置された施設です。 「今治市スポーツ施設整備計画」を策定しており、この計画に沿った施設整備を行っていきます。 特に伯方地域では、小学校廃校後の体育館が各地区に残っており、**「伯方北浦体育館」**及び**「伯方有津体育館」**については、老朽化し、利用も低調なことから、その機能を近隣の体育館に集約し廃止を検討すべきです。また、**「玉川鈍川体育館」**、**「上浦瀬戸崎体育館」**及び**「大三島体育館」**についても、利用実態、維持管理経費等を考慮し、近隣の体育館に集約し、廃止を検討すべきです。よって、総合評価結果は「E」評価となっています。